

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について

	平成14年	7月 1日	公示第11号
一部改正	平成16年	7月27日	公示第52号
一部改正	平成17年	4月28日	公示第 9号
一部改正	平成18年	1月27日	公示第101号
一部改正	平成18年	9月29日	公示第65号
一部改正	平成19年	8月 6日	公示第56号
一部改正	平成20年	6月30日	公示第33号
一部改正	平成21年	9月30日	公示第62号
一部改正	平成25年	10月31日	公示第58号
一部改正	平成26年	1月27日	公示第87号
一部改正	平成26年	10月16日	公示第51号
一部改正	平成28年	11月10日	公示第54号
一部改正	平成28年	12月20日	公示第65号
一部改正	平成29年	3月17日	公示第94号
一部改正	平成29年	3月31日	公示第101号
一部改正	平成29年	6月 7日	公示第12号
一部改正	平成29年	9月 1日	公示第38号
一部改正	令和元年	9月20日	公示第53号
一部改正	令和3年	12月27日	公示第60号
一部改正	令和6年	3月 1日	公示第121号
一部改正	令和7年	4月24日	公示第 7号

一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

記

1. 許可（法第4条第1項）

(1) 営業区域

原則、県単位とする。

ただし、県の境界に接する市町村（政令指定都市に接する場合にあっては隣接する区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接県の隣接する市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村区域の拡大があった場合は、拡大後の市町村を含む区域を営業区域とし、隣接県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、行政区の分割等により、当該市町村区域の縮小があった場合には、従前の区域を営業区域とするものとする。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所（営業所、事務所、出張所等いかなる名称によるかを問わず、当該施設において恒常的に運行管理等を行う施設）であって、次の各事項に適合するものであること。

① 営業区域内（（1）ただし書きにより含むこととなる隣接する市町村の範囲を除く。）にあること。

なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。

② 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、以下の挙証等があること。

自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出があること。

なお、賃貸借契約期間が3年未満の場合は、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものであること。

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

① 車種区分については、大型車、中型車、小型車及びコンピューター車の4区分とし、区分の基準は、次のとおりとする。

大型車……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車……大型車、小型車、コンピューター車以外のもの

小型車……車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コンピューター車……車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

② 申請者が、使用権原を有するものであり、以下の挙証等があること。

(イ) 購入する場合にあっては、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。

(ロ) リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であり、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があるもの。

③ 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があり、定期点検整備に係る概算見積書の写し、宣誓書等の提出があること。

(4) 最低車両数

営業所を要する営業区域ごとに3両以上であること。

ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域ごとに5両以上であること。

なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車、小型車及びコンピューター車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

(5) 自動車車庫

① 原則として、営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。

④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであり、(2)②の挙証等があること。

⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

⑥ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定する調整）及び清掃のための施設が設けられていること。

⑦ 車両の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。

また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

なお、前面道路（公道）及び私道に接続する公道について、道路幅員証明書（出入りに支障がないことが明らかな場合を除く。）があること。

（６）休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として、営業所又は自動車車庫に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で２キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について３年以上の使用権原を有するものであり、（２）②の挙証等があること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

（７）自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「施行規則」という。）第６条第１項第８号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。

（８）特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 施行規則第６条第１項第９号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第７５条の１２第２項に規定する申請書の写しその他の同条第１項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）第１５条の２に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、運輸規則第１５条の２第２項第２号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。

（９）管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち１名以上が専従するものであること。
- ② 安全管理規程を定め、安全統括管理者を選任する計画があり、安全統括管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。

③ 営業所ごとに、運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があり、運行管理者の資格要件を証する運行管理者資格者証の写し及び運行管理者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。

④ 運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

⑤ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

なお、対面して行うことが困難であると認められる場合にあつては、電話等の方法により行うこと。

⑥ 事故防止等についての教育及び指導体制を備え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

なお、事故防止等についての教育及び指導体制には、旅客又は公衆に対する公平かつ懇切な取扱いに関するものも含むものであること。

⑦ 上記③～⑥の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。

⑧ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

⑨ 運輸規則第3条の規定するところにより、利用者等からの苦情を処理することが可能な体制が整備されていること。

（10）運転者等

① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があり、運転者の資格を証する運転免許証の写し及び運転者として就任することを証する就任承諾書の提出があること。

② 施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。

③ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当

する者ではないこと。

(11) 安全投資計画

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ)～(リ)のそれぞれについて記載するものとするものとし、(ニ)～(チ)については、所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。

(イ) 更新までの期間における事業の展望

対応する計画、事業収支見積書の関連箇所を記載すること。

(ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要

対応する計画、事業収支見積書の関連箇所を記載すること。

(ハ) 運転者、特定自動運行保安員、運行管理者、整備管理者の確保予定人数

事業年度毎の運転者、運行管理者及び整備管理者の人数（非正規を含む）を記載するものとし、適切な数の運転者（他の自動車運送事業の用に供する車両に乗務する者も含む。）、運行管理者及び整備管理者が選任されるものであること。

(ニ) 車両確保計画及び費用

(ホ) 車両の点検及び整備に関する計画及び費用

貸切バス予防整備ガイドラインの「整備サイクル表」を添付するものとし、別途定める基準を満たしているかを確認するものとする。なお、当該作成にあたり、装備のない項目については備考欄に「該当なし」と記載するものとする。

(ヘ) ドライブレコーダーの導入計画及び費用

(ト) デジタルタコグラフの導入計画及び費用

(チ) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画及び費用

(リ) その他安全の確保に対する投資計画及び費用

② 安全投資計画は許可を受けようとする日を含む事業年度開始の日から、当該許可の有効期間満了の日までの事業年度ごとの計画とする。

(12) 事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ)～(ホ)のそれぞれについて記載するものとする。

(イ) 営業収益

内訳は次のとおりとする。

運送収入……………運賃、料金及び利用料

・ 旅客運賃……………旅客に係る運賃

・ その他……………旅客運賃以外の運送収入（例：道路利用料）

運送雑収……………運送収入以外の営業収益（例：物品管理料、広告

料、諸手数料、諸貸付料、雑収入)

このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていないなければならない。

(ロ) 営業費用 (適正化機関に納入する負担金の額を含む)

- ・ 運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。
また、給与については、運転者の労働時間を併せて記載すること。
給与・手当……………賃金として毎月従業員に支払われるもの
賞与……………給与とは別に特別に支払われるもの
法定福利費……………健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
厚生福利費……………医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する慶弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用
その他……………役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額
- ・ その他運送費 (事業用自動車等) には、(11) ① (二) のうち、減価償却費、リース料、修繕費、(11) ① (へ) ~ (り) の経費を含むこと。
- ・ また、適正化機関に納入する負担金の額については、更新する年に納入する負担金の額を目安として計画年度中の各年度に計上すること。
なお、地方バス協会が適正化機関から巡回指導業務を受託し、当該協会会員からは負担金を徴収しない場合は、その協会会員となっている事業者においては「0円」とするものとする。

(ハ) 営業外収益

(ニ) 営業外費用

(ホ) 他事業からの繰入

- ② (11) ① (ハ) ~ (チ) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。
- ③ 事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。
- ④ 許可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過ではないこと。
- ⑤ 事業収支見積書には、申請する年の直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付することとする。(新たに法人等を設立する場合を除く。) なお、ここでいう「直近1事業年度」とは、申請する事業者における事業年度終了後100日を経過している場合は前事業年度、経過していない場合は前々事業年度とする。

(13) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の(イ) ~ (ト) の合計額とし、各費用ごとに以下

に示すところにより計算されているものであること。

- (イ) 車両費……取得価額（未払金を含む。）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- (ロ) 土地費……取得価額（未払金を含む。）又は1年分の賃借料・敷金等
- (ハ) 建物費……取得価額（未払金を含む。）又は1年分の賃借料・敷金等
- (ニ) 機械器具及び什器備品…取得価額（未払金を含む。）
- (ホ) 運転資金……人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (ヘ) 保険料等……保険料及び租税公課（1年分）
- (ト) その他……創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(イ)～(ハ)の合計額とする。

- (イ) ①(イ)に係る頭金及び6か月分の分割支払金、又はリースの場合は6か月分の賃借料等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。

- (ロ) ①(ロ)及び(ハ)に係る頭金及び6か月分の分割支払金、又は6か月分の賃借料及び敷金等。

ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ)及び(ハ)と同額とする。

- (ハ) ①(ニ)～(ト)に係る合計額

- ③ 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式1を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができるとし、以下により確認するものとする。

(イ) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認することとする。

(ロ) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

- ④ その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本として審査することとする。

(14) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の代表権を有する常勤の役員（取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は取締役を代表者とみなし、申請時に法令試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は法令試験実施日までに

代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の提出があること。）のうち1名が、一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂行するために必要な法令の知識を有する者であること。

ただし、公営事業者に関する役員の範囲は、組織規程、所掌事務規定、決裁権限規定、会計機関規定、内部会議規定、地方議会規定等の規定類や、実態としても、事業計画、職員の任免、事業資産の調達等一般貸切旅客自動車運送事業の運営に関する重要事項の決定に関して権限を有するか否かにより判断するものとする。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

なお、「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（事業主控）」及び「労働保険／保険関係成立届（事業主控）」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の提出があること。

- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の（イ）～（リ）のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題がないこと。

（イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

（ロ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (ニ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。
- (ホ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (ヘ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (ト) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (チ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (リ) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(15) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号（平成25年国土交通省告示第1071号改正））で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画

車両の全てが加入する計画があり、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書などの提出があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

(16) 許可等に付す条件等

- ① 離島での輸送、会葬者の輸送、車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送等の特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて弾力的に判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該輸送に限定する旨の条件等を付すこととする。
- ② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。
- ③ 許可に際しては、営業所に常時設置され、インターネットに接続されたパソコンを全ての営業所に設置するとともに、当該パソコンに制度改正等に関する情報等を配信するためのメールアドレス（メールアドレスを変更した場合は変更後のメールアドレス）を運輸局等に対して通知する旨の条件を付すこととする。
- ④ 許可に際しては、次回の許可更新期限を明記することとする。

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1) 1. (1)～(16)（(12)④、(13)及び(14)③を除く。）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

- ① 貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、1. (14)①については確認しないものとする。
- ② 1. (14)②については、1. (14)②で定める書面によらず、申請日の直近1年分の「社会保険料納入証明（申請）書」、「社会保険料納入確認（申請）書」又は「（健康保険・厚生年金保険）納入告知書（事業主控）」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）」の提出があること。

なお、社会保険等の加入が確認できない場合には、是正を指導し、2か月以内に上記確認書面の提出を求め、是正したことを確認することとする。

(2) 1. (11)及び(12)に加え、次の(イ)及び(ロ)を提出すること。

なお、(ロ)については、専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。

(イ) 安全投資実績

- ・ 前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載することとする。

- ・ 貸切バス予防整備ガイドラインの「整備実施記録簿」を添付するものとする。

(ロ) 事業収支実績報告書

- ・ 「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、原則として、公認会計士、監査法人又は税理士が記名した書面（別添様式2-1又は2-2）の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。
- ・ 前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。
- ・ なお、申請日時点における直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から申請日時点における直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。
- ・ 申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、申請日時点における直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、その前年度のものを提出するものとする。

(3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし(イ)については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

- (イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合
- (ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

申請日の直近1年間において、事業者の中で最も1か月の給与が低い運転者の当該支払月の賃金支払内容を記載した書面（別添様式3）及び当該運転者の直近1年間の「賃金台帳」等の確認書類の添付を求め、確認することとする。ただし、当該運転者を雇用している期間が1年間に満たない場合は、雇用している期間の書類の添付を求めることとする。

なお、法令に抵触するおそれがあると判断された場合には、是正を指導し、2か月以内に「賃金台帳」等の確認書類の提出を求め、是正したことを確認することとする。

- (ハ) 前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合
- (ニ) 前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止

処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（４）申請手続

- ① 申請先については、主たる事務所が存する土地を管轄する運輸支局に提出するものとする。
- ② 申請時期については、許可を受けた日に応じ、次に定める期間とする。

許 可 を 受 け た 日	申 請 期 間
4月1日～6月30日	2月1日～2月末日
7月1日～9月30日	5月1日～5月末日
10月1日～12月31日	8月1日～8月末日
1月1日～3月31日	前年の11月1日～11月末日

（５）更新時期の通知

更新の対象となる事業者に対してあらかじめ通知するものとする。

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- （１） 1. （１）～（１３）、（１５）及び（１６）①の定めるところに準じて審査するものとする。

この場合において、1. （１１）②及び1. （１２）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. （１３）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. （１２）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

- （２） 営業区域の廃止に係る申請については、廃止しようとする営業区域内すべての営業所及び自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の数の変更（すべての減車）の手続きを伴うものであること。

(3) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大、営業所の新設、並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大に伴うものに限る。）及び収容能力の拡大に係るもの）については、申請者等が次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- ⑤ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑥ 申請日前 1 年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑦ 申請日前 1 年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑧ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

4. 乗合運送の許可（法第 21 条第 2 号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 140 号）に定めるところにより行うものとする。

ただし、法令遵守については、1.（14）③の定めるところに準じて審査することとする。

5. 事業の譲渡譲受の認可（法第 36 条第 1 項）

事業を譲り受けようとする者について、1.（1）～（16）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（11）②及び 1.（12）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、1.（13）②中「6 か月分」とあるのは「2 か月分」と読み替えるものとする。

また、1.（12）④については、認可を申請する年の直近 1 事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

- （1）譲受人が、既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する 1.（14）①の法令試験を省略する。
- （2）譲渡譲受事案の資金計画にあつては、譲渡譲受契約により取得する事業用資産を所要資金項目の対象外とし、流動資産額については、譲渡譲受時点の見込み貸借対照表の提出により確認するものとする。
- （3）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによるものとする。
- （4）事業許可の更新期限については、以下のとおりとする。

- ① 譲渡人及び譲受人のいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲受人の更新期限とする。
- ② 譲渡人のみが一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲渡人の更新期限とする。

6. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1.（1）～（16）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。この場合において、1.（11）②及び1.（12）④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは存続人が既存事業者の場合には、（13）②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1.（12）④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

- （1）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する1.（14）①の法令試験を省略する。
- （2）分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1.（4）の基準を満たすものであること。
- （3）分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。
- （4）事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。
ただし、吸収合併する場合は、吸収合併する者の更新期限とする。
また、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていない者が一般貸切旅客自動車運送事業者を吸収合併する場合は、後者の更新期限とする。
- （5）分割又は相続に係る事業許可の更新期限については、被承継人等の更新期限とする。

7. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

「一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について」（平成16年6月30日付け国自総第141号、国自旅第81号、国自整第53号）に定めるところにより行うものとする。

8. 運送約款の認可（法第11条第1項）

（1）公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

（2）施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

9. 許可又は認可に付した条件の変更等

上記1.～6.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～6.の定めるところにより審査することとする。

10. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

また、上記1.～9.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

11. 申請期間

申請（2.を除く。）は、随時受け付けるものとする。

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成14年1月31日付け国自旅第163号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口へ備え置くものとする。

3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成1

4年1月31日付け公示第110号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則(平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正)

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正)

この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正)

この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正)

この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正)

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。

2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正)

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正)

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成25年10月31日付け公示第58号で一部改正)

この公示は、平成25年11月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成26年1月27日付け公示第87号で一部改正)

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成26年10月16日付け公示第51号で一部改正)

この公示は、平成26年10月17日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成28年11月10日付け公示第54号で一部改正)

この公示は、平成28年12月1日以降に受理する申請から適用する。

ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成28年12月20日付け公示第65号で一部改正)

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則(平成29年3月17日付け公示第94号で一部改正)

1. この公示は、平成29年4月1日以降に受理する申請から適用する。

2. 平成29年4月1日から同年4月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日まで、平成29年5月1日から同年6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成

29年4月1日から同年4月30日まで、平成29年7月1日から同年9月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成29年5月1日から同年5月31日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出することとする。

附 則（平成29年3月31日付け公示第101号で一部改正）

1. 2. (3) (ハ) 及び (ニ) については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。
2. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1. (9) 及び (10) は適用しないものとする。

附 則（平成29年6月7日付け公示第12号で一部改正）

1. この公示は、平成29年4月1日以降に受理する申請から適用する。
2. 平成29年3月17日公示第94号附則第2項を次のとおり改め、第3項及び第4項を削る。
 2. 平成29年4月1日から同年4月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日まで、平成29年5月1日から同年6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成29年4月1日から同年4月30日まで、平成29年7月1日から同年9月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成29年5月1日から同年5月31日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出することとする。
3. 平成29年3月31日公示第101号附則第1項を削り、第2項を次のとおり改め第1項とし、第3項を第2項とする。
 1. 2. (3) (ハ) 及び (ニ) については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者に限り、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

附 則（平成29年9月1日付け公示第38号）

1. この公示は、平成29年4月1日以降に受理する申請から適用する。
1. 事業許可の更新について、平成29年3月31日までに事業の休止を届け出た者であつて、平成29年4月1日から平成30年4月30日までの間に休止期限が到来し、かつ平成29年4月1日から平成29年11月24日までの間に許可の有効期間満了日を迎える事業者については、許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、道路運送法施行規則第6条第1項及び第2項に定める申請書に添付する書類、安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年11月24日までに提出するものとする。

附 則（令和元年9月20日付け公示第53号で一部改正）

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和3年12月27日付け公示第60号で一部改正）

この公示は、令和3年12月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和6年3月1日付け公示第121号で一部改正）

1. この公示は、令和6年3月1日以降に受理する申請から適用する。
2. ただし、2. 事業許可の更新については、令和6年4月1日以降に受理する申請から適用する。
3. また、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の車種区分による申請についても認めるものとする。

附 則（令和7年4月24日付け公示第7号で一部改正）

1. この公示は、令和7年4月24日以降に受理する申請から適用する。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

(単位：円)

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
車 両 費	(取得価額(含未払金))	(分割の場合頭金及び6月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(6月分のリース料)	
土 地 費	(取得価額(含未払金))	(分割の場合頭金及び6月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(6月分の賃借料)	
建 物 費	(取得価額(含未払金))	(分割の場合頭金及び6月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(6月分の賃借料)	
機械器具及び 什器備品	(取得価額(含未払金))	(左欄と同額)	
運 転 資 金		/	
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計			(左欄と同額)
保 険 料 等		/	
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
その他創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

注1) 譲渡譲受事案の場合、譲渡譲受契約で取得する事業用資産等については、備考欄にその旨を記入する。

注2) その他、備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

(単位：円)

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金		①		
増資資本金	②	-----		

申請事業充当額

項目	
預貯金額	
その他流動資産額	
①、②からの充当額	
調達資金合計(自己資金額)	

(2) 個人の場合

(単位：円)

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在の預貯金額
合 計 (自己資金額)			

(※) 文中の [] は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手 続 実 施 結 果 報 告 書

申請者宛ての報告であることに注意

令和 [] 年 [] 月 [] 日

A 観光バス株式会社

取締役会御中 (注¹)

確認作業を行った税理士の氏名を記載

確認者の名称

印

私は、A 観光バス株式会社 (以下「会社」という。) からの依頼に基づき、会社の作成した令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書 (以下「申請書」という。) における、許可申請のために必要な令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、「道路運送法第6条」及び「同法施行規則第6条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として確認することを目的とするものであり、全体としての申請書を対象とするものではない。

- (1) 安全投資実績及び事業収支実績報告書
- (2) 安全投資実績に添付された別紙4及び別紙5
- (3) 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第6条」及び「同法施行規則第6条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

実施した手続の範囲及び内容 (注²)

(注¹) または、「代表取締役 [] 殿」とする。

(注²) 各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績 (別紙 4 及び別紙 5 を含む)、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

(安全投資実績)

1. 別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

(事業収支実績報告書)

3. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
4. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
5. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。
6. 別紙 4、別紙 5 及び事業収支実績報告書について、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記 1. ～5. のとおり、各種領収書等と突合することとする。

(貸借対照表及び損益計算書)

7. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

(突合した書類)

上記 1. ～6. について、突合した書類は以下のとおり。

1.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
2.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
3.	(例) 総勘定元帳、賃金台帳
4.	(例) 総勘定元帳、賃金台帳
5.	(例) 医療機関が発行する領収書

手続の実施結果 (注³)

(貸借対照表及び損益計算書)

1. 上記手続 7. について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(安全投資実績)

2. 上記手続 1. について、別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。
3. 上記手続 2. について、別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

(事業収支実績報告書)

4. 上記手続 3. について、事業収支実績報告書の給与の金額は、賃金台帳等の金額と一致した。
5. 上記手続 4. について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。
6. 上記手続 5. について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

業務の特質

上記の手続は、「道路運送法第 6 条」及び「同法施行規則第 6 条」に基づき実施したものであり、全体としての申請書並びに各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、これらの申請書及び各記載事項について、いかなる結論の報告も、また保証を提供することもしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない。

配布及び利用制限

(注³) 会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。

本報告書は、会社の令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書に関連して作成されたものであり、許可申請以外の目的で使用されてはならず、配布及び利用されるべきものではない。

(※) 文中の [] は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手続実施結果報告書 (注1)

申請者宛ての報告であることに注意

令和 [] 年 [] 月 [] 日

A観光バス株式会社

取締役会 御中 (注2)

確認作業を行った公認会計士の氏名を記載

確認者の名称

印

手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限

本報告書は、A観光バス株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書（以下「申請書」という。）における、許可申請のために必要な [] 〇〇年〇〇月〇〇日から [] 〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項に関して、「道路運送法第6条」及び「同法施行規則第6条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

- (1) 安全投資実績及び事業収支実績報告書
- (2) 安全投資実績に添付された別紙4及び別紙5
- (3) 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

(注1) 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「業務依頼者以外の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A10項及びA11項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

(注2) または、「代表取締役 [] x x x x x 殿」とする。

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第 6 条」及び「同法施行規則第 6 条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない(注³)

実施した手続の範囲及び内容 (注⁴)

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績(別紙 4 及び別紙 5 を含む)、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

(安全投資実績)

1. 別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

(事業収支実績報告書)

3. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
4. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
5. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。

(貸借対照表及び損益計算書)

(注³) 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針 4400〕を参考として、例えば、次のような表現を追加することができる。

「なお、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。」

(注⁴) 各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

なお、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記 1. ~5. のとおり、各種領収書等と突合することとする。

6. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

(突合した書類)

上記 1. ～5. について、突合した書類は以下のとおり。

1.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
2.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
3.	(例) 総勘定元帳、貸金台帳
4.	(例) 総勘定元帳、貸金台帳
5.	(例) 医療機関が発行する領収書

手続の実施結果 (注⁵)

(貸借対照表及び損益計算書)

1. 上記手続 6. について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(安全投資実績)

2. 上記手続 1. について、別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。
3. 上記手続 2. について、別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

(事業収支実績報告書)

4. 上記手続 3. について、事業収支実績報告書の給与の金額は、貸金台帳等の金額と一致した。
5. 上記手続 4. について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。
6. 上記手続 5. について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

(注⁵) 会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。

事業者の中で給与が最も低い運転者の賃金支払の内容

運転者氏名:		所属営業所所在地:	
--------	--	-----------	--

1 賃金について ※最も低い賃金支払月のみを記載ください。

抽出年月	
------	--

○賃金の種類及びその金額を記載ください。

- ①時間給の場合

	円
--	---
 - ②日給の場合

	円
--	---
 - ③月給の場合

	円
--	---
- (基本給を記載ください)
- ④その他の手当を支給している場合は記載ください。

- a 家族手当

	円
--	---
- b 通勤手当

	円
--	---
- c 別居手当

	円
--	---
- d 子女教育手当

	円
--	---
- e 住宅手当

	円
--	---
- f 精皆勤手当

	円
--	---
- g その他の手当

	円
--	---

※注

- 1 aの手当は、扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出されるものです。
 - 2 bの手当は、通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定されるものです。
 - 3 eの手当は、住宅に要する費用に応じて算出されるものです。
 - 4 gの手当からは、以下の手当は除外します。
- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等)
 - ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

2 労働時間・労働日について ※上記1の抽出年月の労働時間・日数を記載ください。

- ①1日の所定労働時間

	時間
--	----

 (7時間30分であれば、7.5時間と記載)
- ②1ヶ月の労働日数

	日
--	---
- ③1ヶ月の総労働時間

	時間
--	----

※注

- 1 所定労働時間とは、就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいいます。
- 2 1ヶ月の労働日数とは、1ヶ月間で勤務した日数
- 3 1ヶ月の総労働時間とは、所定労働時間の中で勤務した時間をいいます。また、超過勤務時間等は含まれません(所定労働時間が8時間であるが、3時間しか勤務していない場合、総労働時間は3時間となります。)